

第2章 河川整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

2.1.1 ^{はとじがわ}八戸地川

平成16年台風23号洪水により、八戸地川下流域の緊急輸送道路に指定されている国道175号が冠水した。このため、平成16年台風23号洪水と同規模（概ね10年に1回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、本川築堤計画における樋門設置予定位置から上流約460mの区間について、付替え河川整備（約200m）と現川部の河道拡幅を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での八戸地川の計画流量は次の値とする。

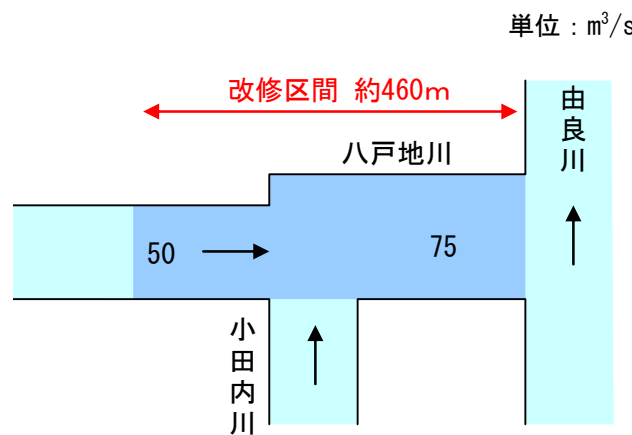


図2-1 八戸地川計画流量配分図

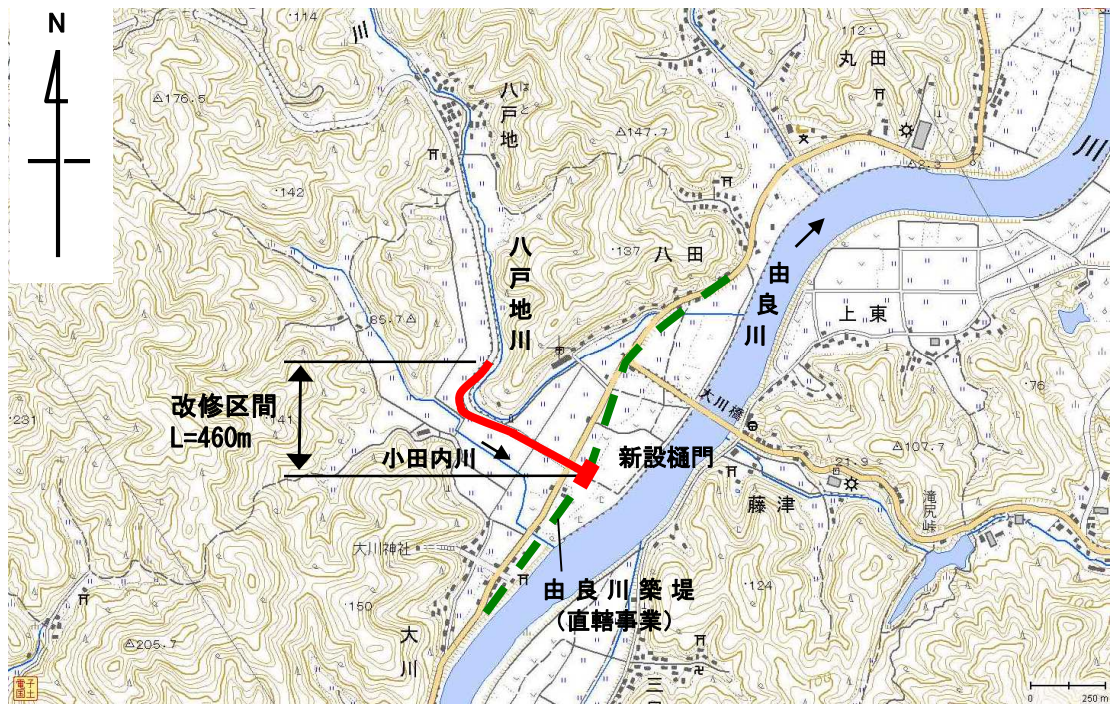


図 2-2 八戸地川改修区間位置図

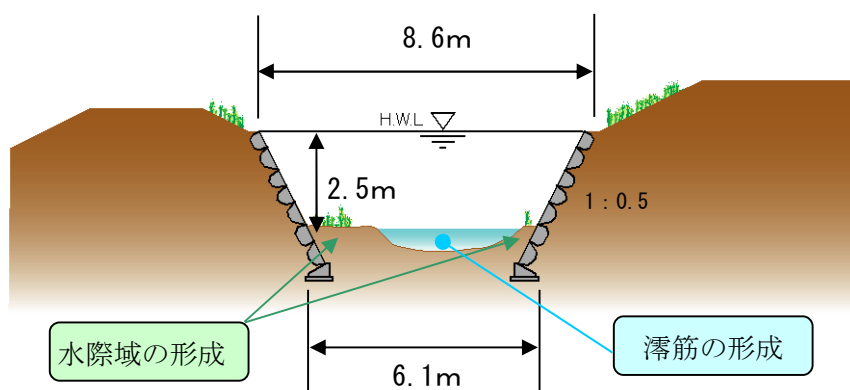


図 2-3 八戸地川標準横断面図

2.1.2 ^{みやがわ}宮川

現在の宮川は直轄施工である宮川橋下流を除き、川幅が狭い。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、宮川橋から雲原川合流点までの約 590m 区間について、築堤及び河道拡幅を行う。なお、整備にあたっては由良川本川の計画高水位影響範囲における築堤については国が、低水部の河道拡幅等その他の整備については府が役割分担をして実施する。

整備に際しては、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での宮川の計画流量は次の値とする。

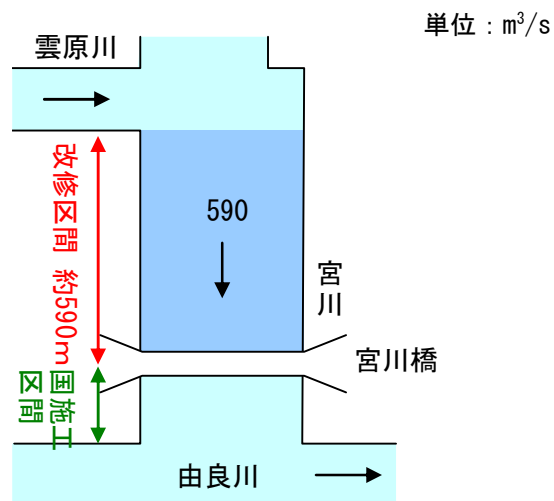


図 2-4 宮川計画流量配分図



図 2-5 宮川改修区間位置図

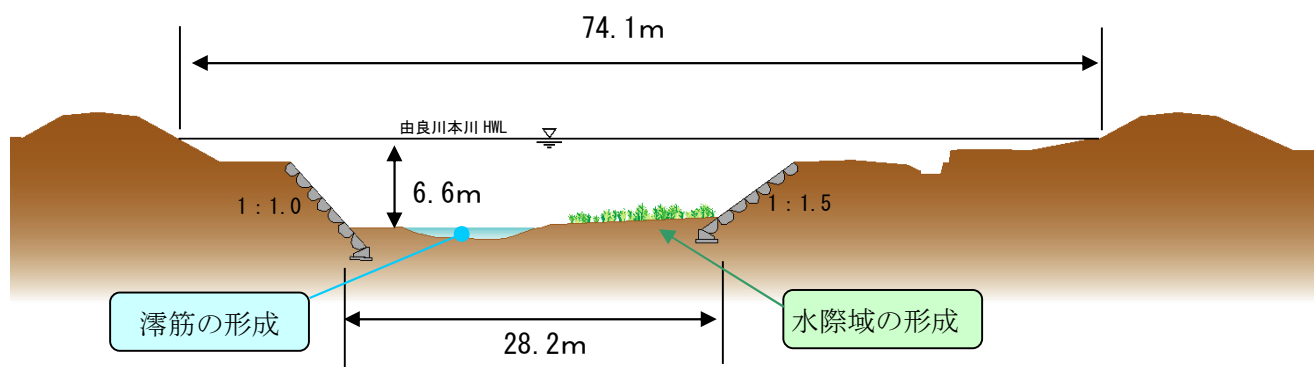


図 2-6 宮川標準横断面図

2.1.3 まきがわ 牧川

現在の牧川は直轄施工である牧川橋下流を除き、流下能力が低い。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 30 年に 1 回程度で発生する降雨規模※）の出水を安全に流下させることを目的とし、牧川橋から上流約 3,670m の区間について、築堤、河床掘削、橋梁架替、堰改築等を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

また、岩端井堰の改築時には魚道整備等により縦断方向の連続性確保に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での牧川の計画流量は次の値とする。

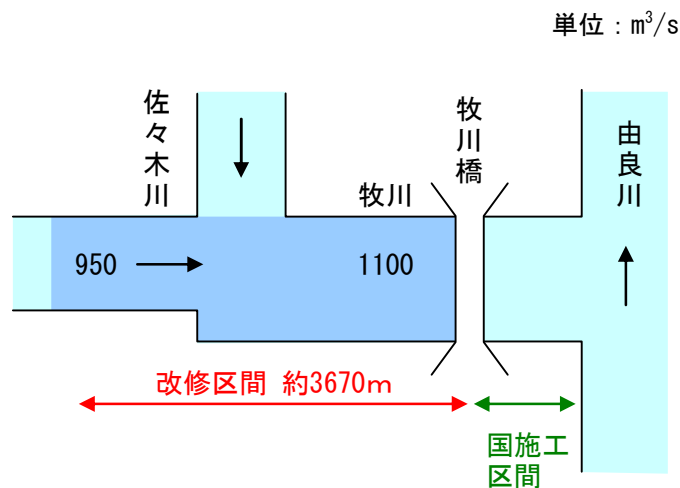


図 2-7 牧川計画流量配分図

※牧川流域における平成 16 年台風 23 号洪水は、圏域の他の地域よりも、降雨強度が大きく、強雨の継続時間が長いため、生起確率を評価すると他の河川よりも大きな規模となった。なお、この計画規模は平成 21 年 8 月洪水もカバーしている。

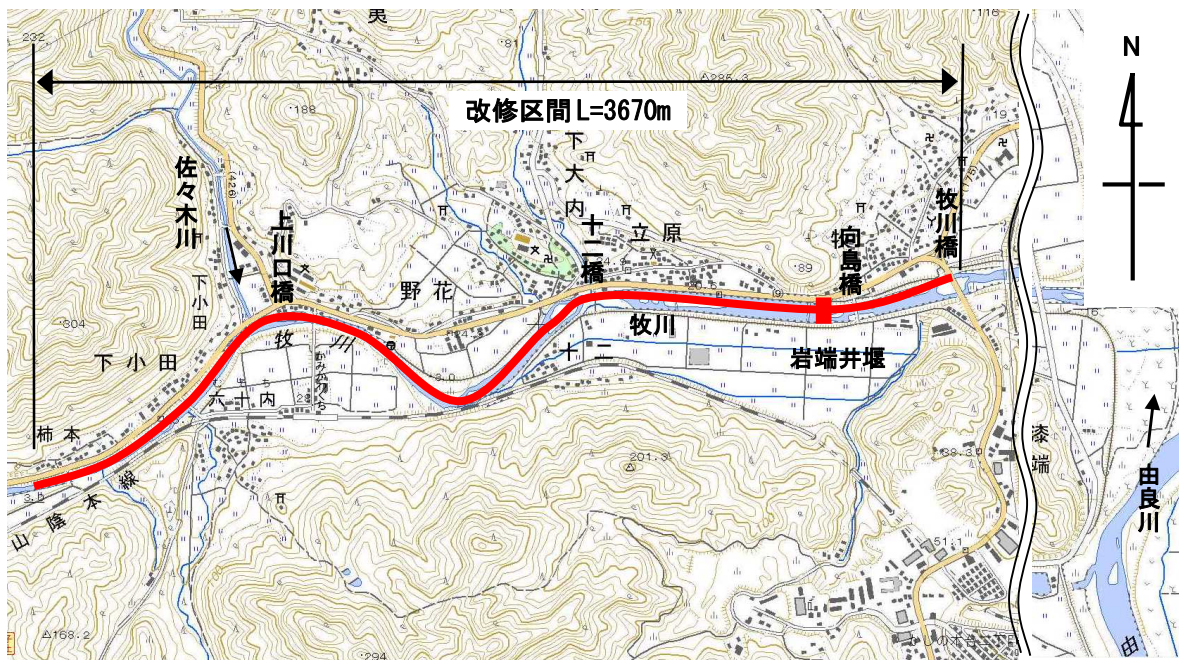


図 2-8 牧川改修区間位置図

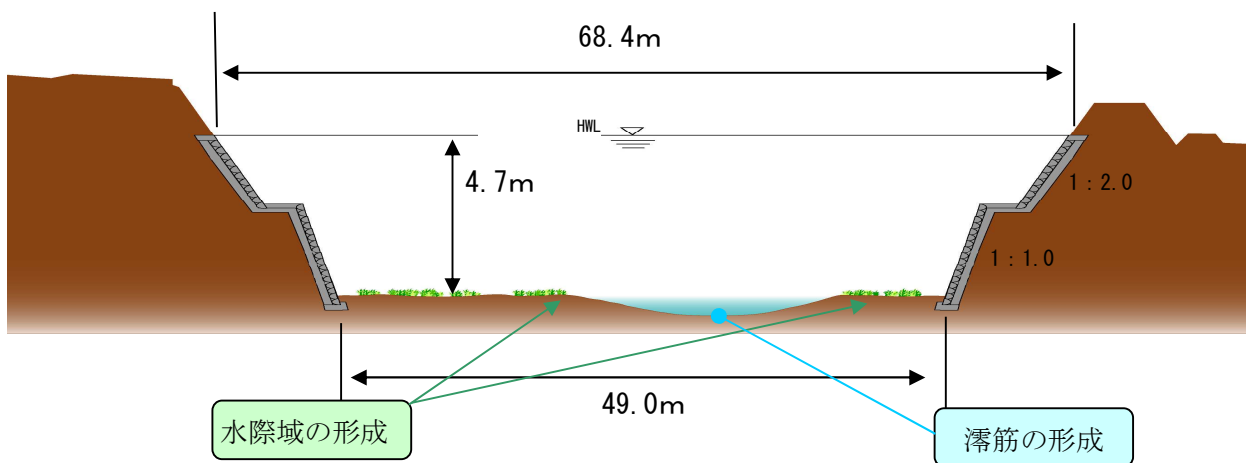


図 2-9 牧川標準横断面図

2.1.4 和久川^{わくがわ}

現在の和久川は整備済みである由良川合流点から新庄橋までの区間を除き、流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、榎原川合流点付近で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、新庄橋から上流約 4,780m 区間について、築堤、河道拡幅、橋梁架替、井堰改築及び河床掘削を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での和久川の計画流量は次の値とする。

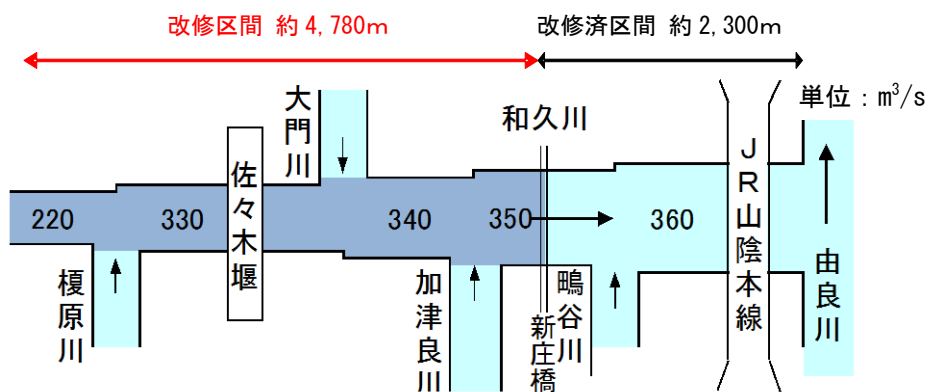


図 2-10 和久川計画流量配分図

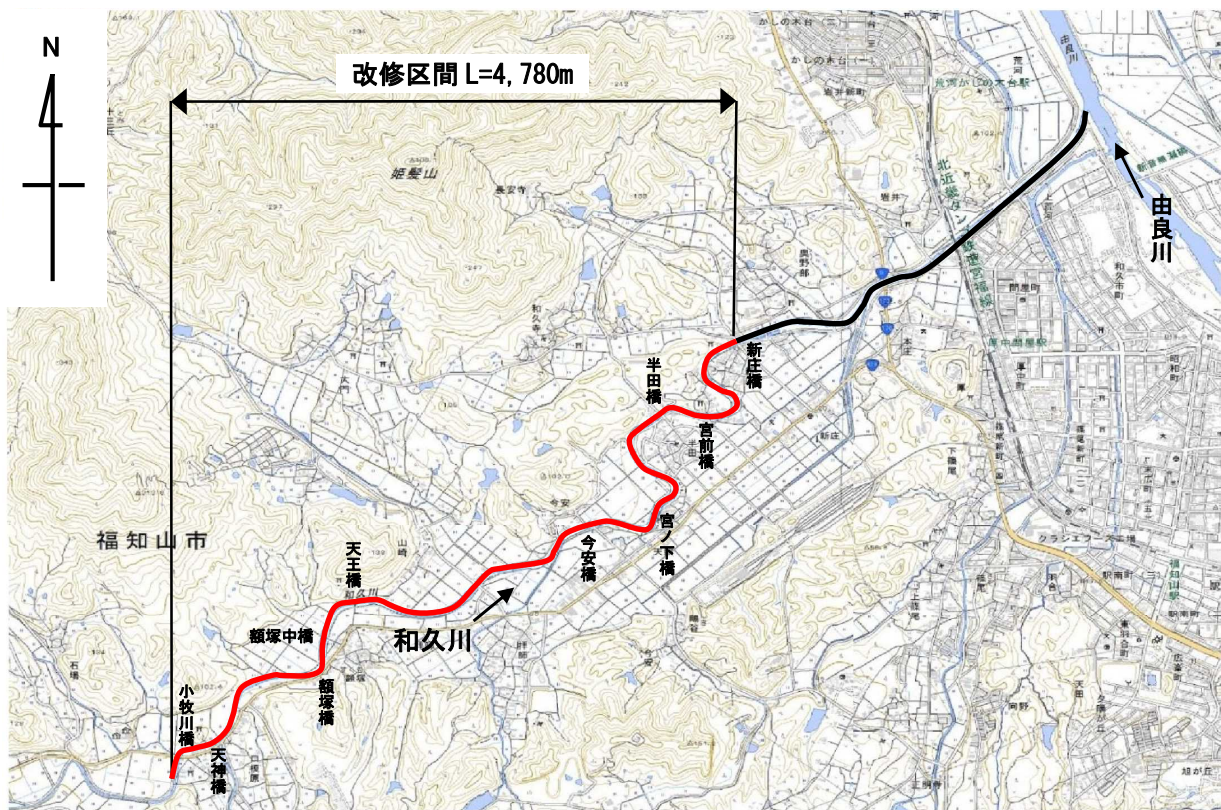


図 2-11 和久川改修区間位置図

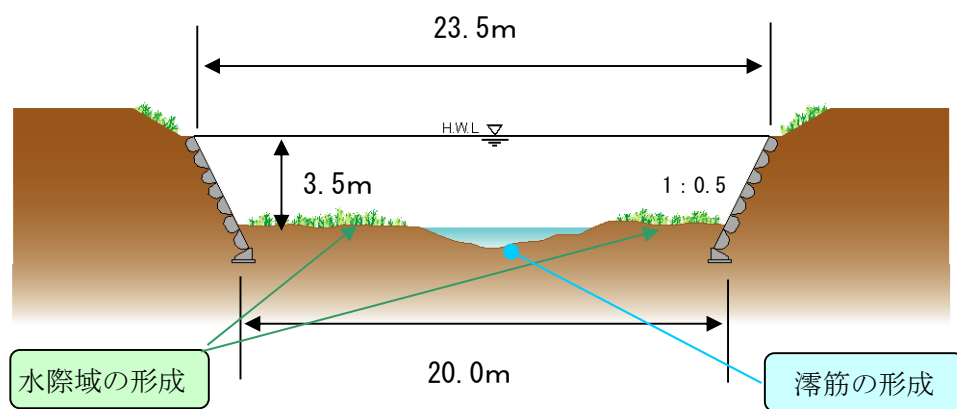


図 2-12 和久川標準横断面図（佐々木堰上流付近）

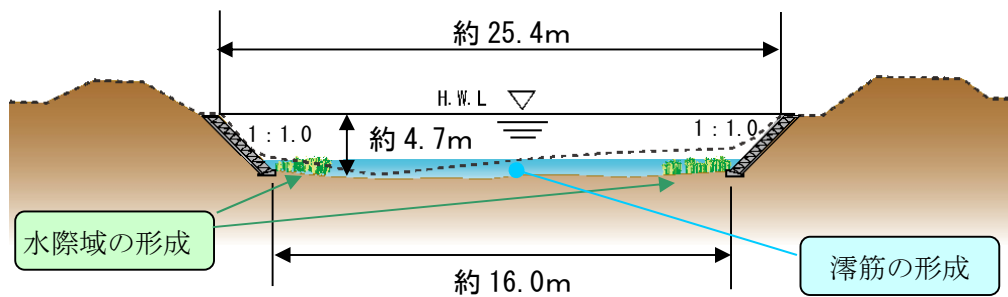


図 2-13 和久川標準横断面図（新庄橋上流付近）

2.1.5 あいおきがわ 相長川

相長川はほぼ全区間に渡り流下能力が低いため、平成 16 年台風 23 号による出水により下流部で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点から府道上流までの約 830m 区間について、セミバック堤方式※による築堤及び付け替え河川整備を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での相長川の計画流量は次の値とする。

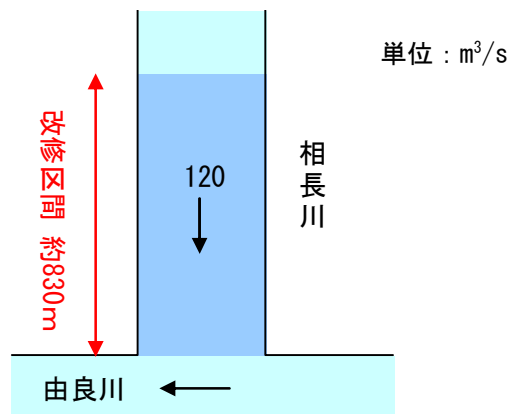


図 2-14 相長川計画流量配分図

※セミバック堤方式：

合流点に水門等の逆流防止施設を設けて本川の背水を遮断できる機能を有した支川の堤防形態で、支川の計画堤防高は本川の計画高水位を考慮するが、支川の自己流量をもとに天端幅と余裕高を設定できる。

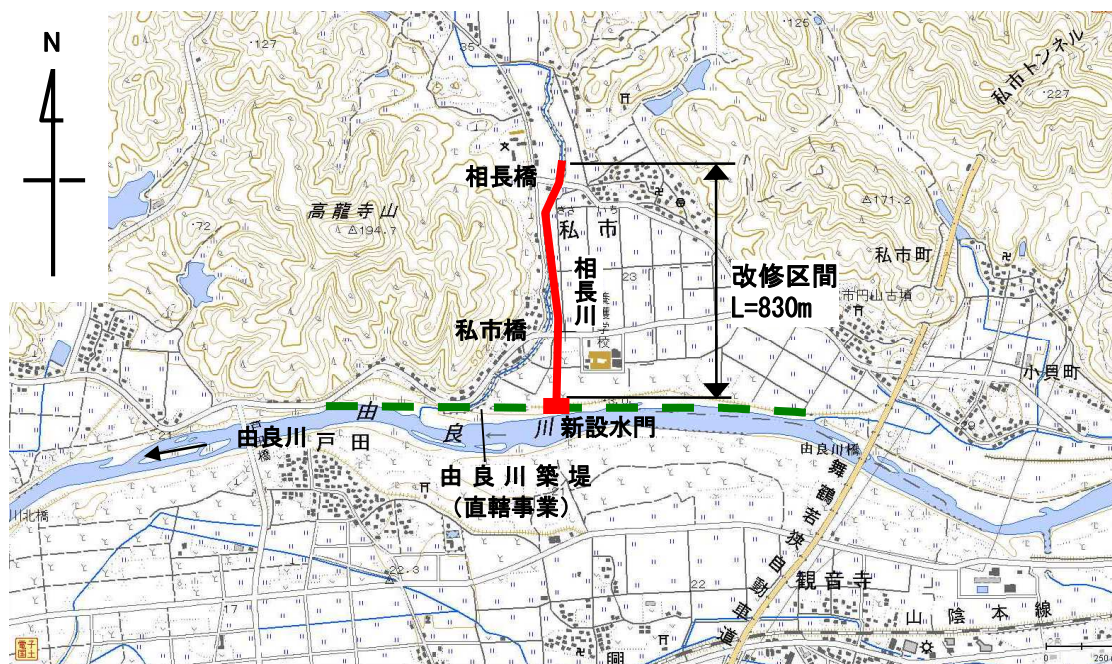


図 2-15 相長川改修区間位置図

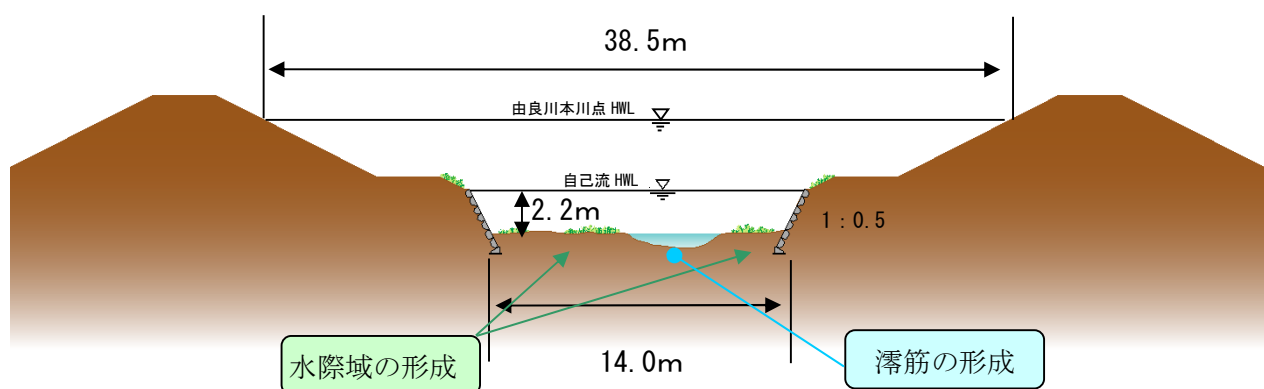


図 2-16 相長川標準横断面図

2.1.6 おおたにがわ 大谷川

大谷川はほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、上流部の JR 山陰本線交差部付近で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点から一級河川起点までの全区間（約 3,590m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での大谷川の計画流量は次の値とする。

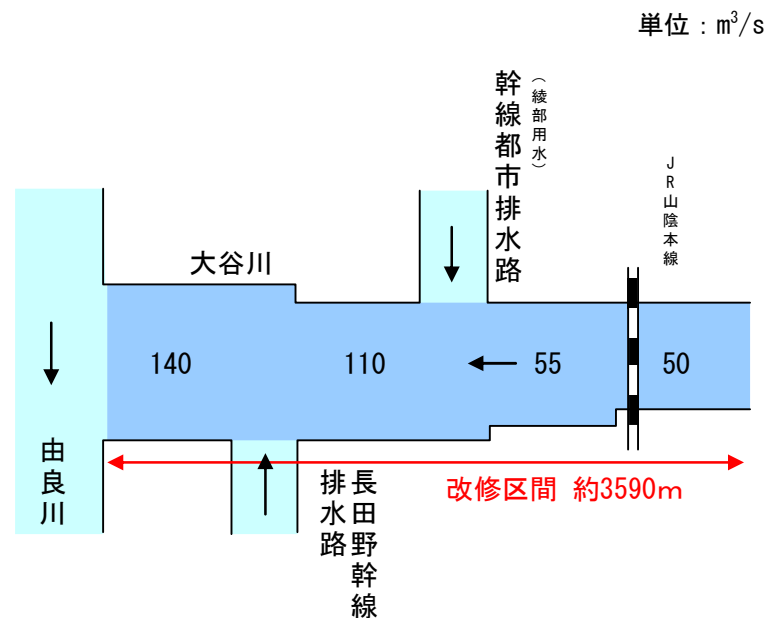


図 2-17 大谷川計画流量配分図

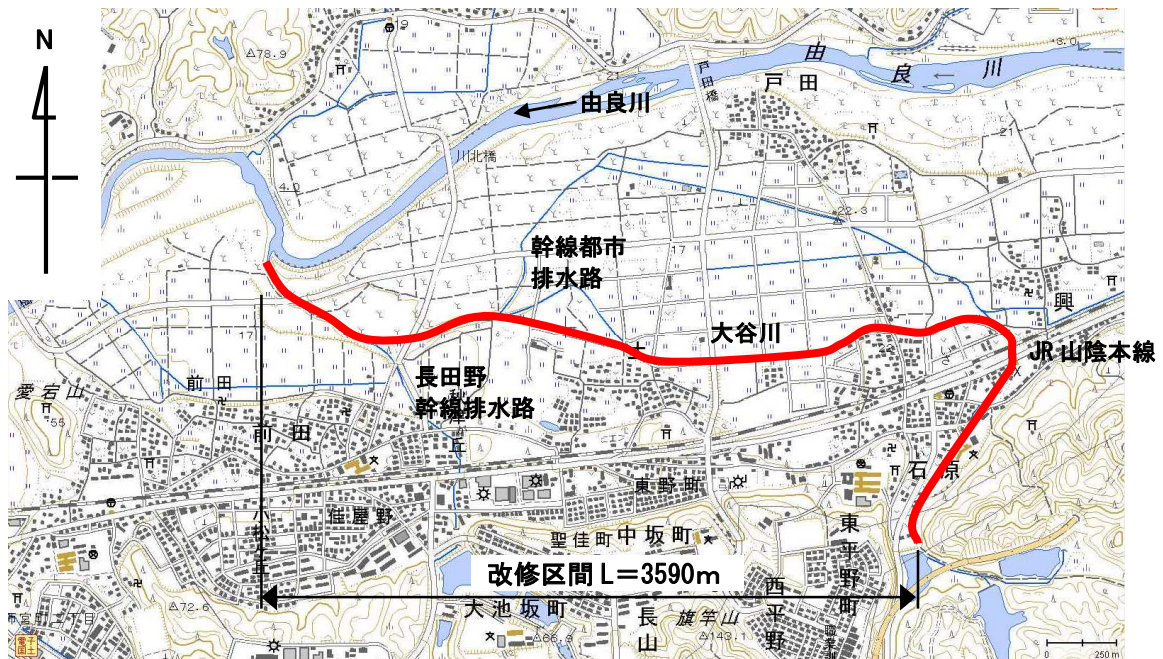


図 2-18 大谷川改修区間位置図

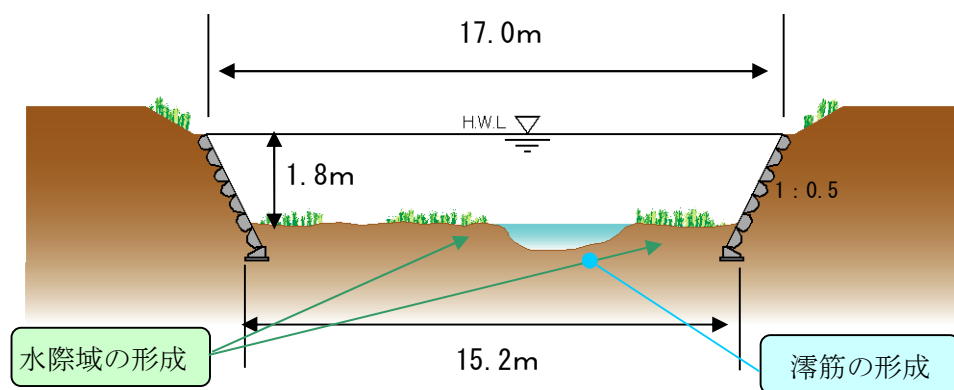


図 2-19 大谷川標準横断面図

2.1.7 おおじやりがわ 大砂利川

大砂利川は全区間に渡り流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、下流部で浸水被害が生じたため、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的として由良川合流点から府道までの区間（約 700m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での大砂利川の計画流量は次の値とする。

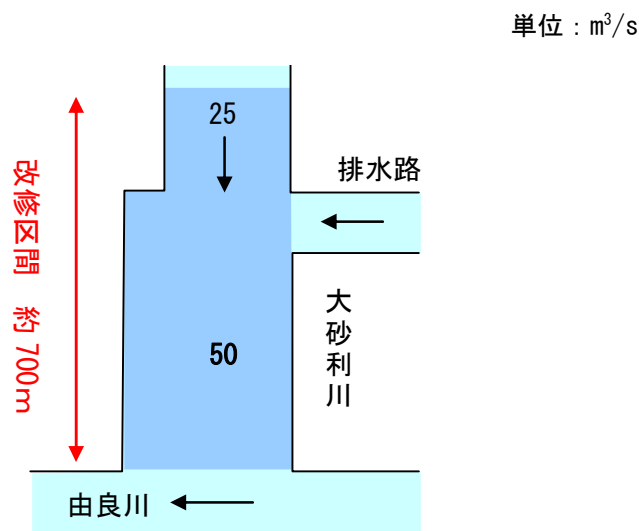


図 2-20 大砂利川計画流量配分図



図 2-21 大砂利川改修区間位置図

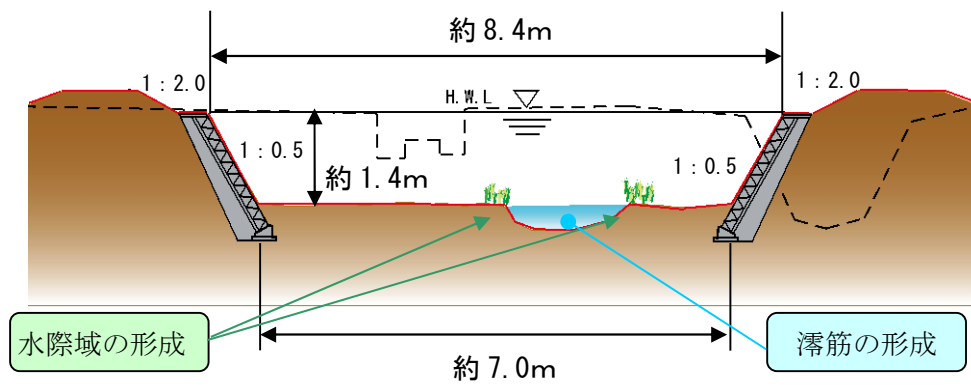


図 2-22 大砂利川標準横断面図

2.1.8 えばらがわ 榎原川

榎原川はほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成 26 年 8 月豪雨により榎原川の中流部及び下流部において浸水被害が生じた。そこで、下流の流下能力と整合を図り、概ね 3 年に 1 回程度で発生する降雨規模（平成 26 年 8 月豪雨の規模相当）の洪水を安全に流下させることを目的とし、人家連単区間である和久川合流点から上流区間（約 700m）と塩坪橋上流付近より上流区間（約 1,330m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での榎原川の計画流量は次の値とする。

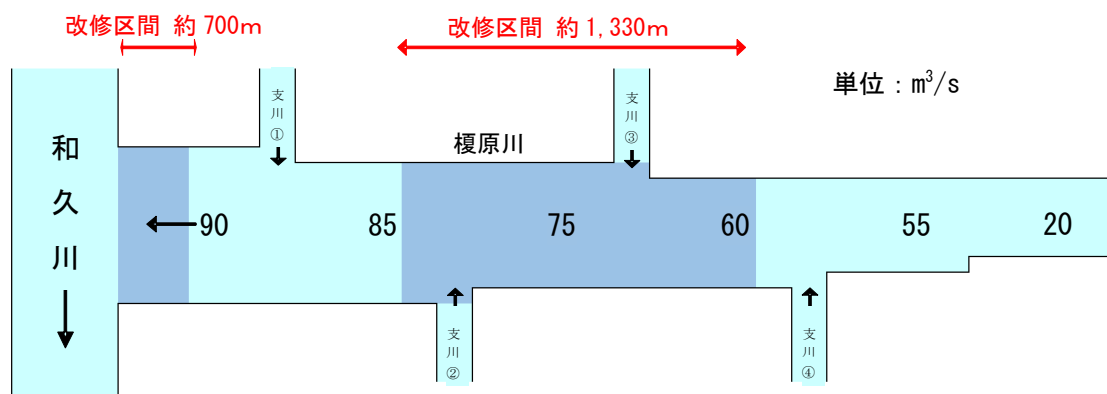


図 2-23 榎原川計画流量配分図

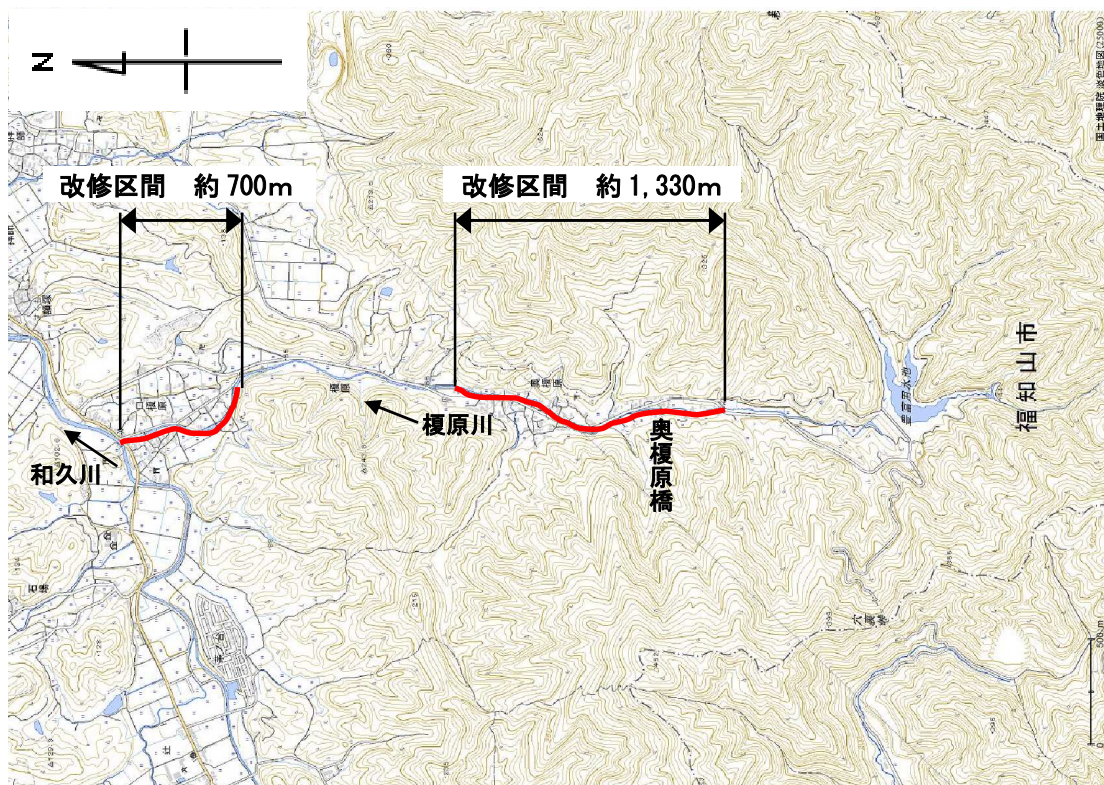


図 2-24 榎原川改修区間位置図

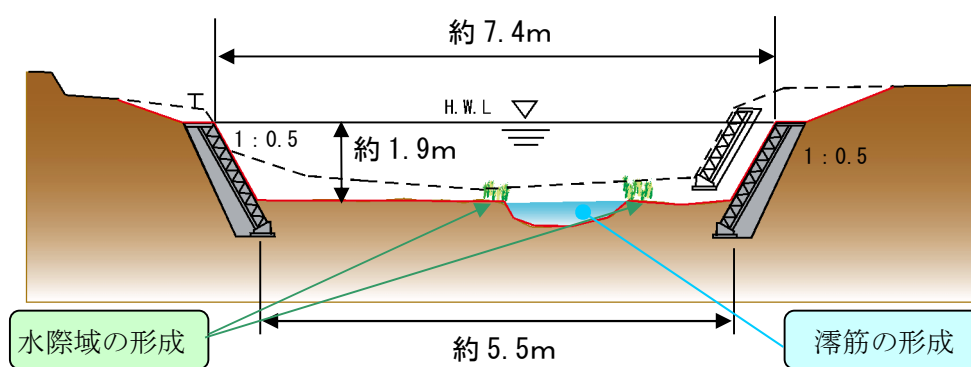


図 2-25 榎原川標準横断面図

2.1.9 弘法川^{こうぼうがわ}

弘法川は西川合流点より上流の区間において流下能力が低く、平成26年8月豪雨により未改修区間において溢水し浸水被害が生じたため、下流の整備済み区間及び他の府管理河川の流下能力と整合を図り、概ね10年に1回程度で発生する降雨規模の洪水を安全に流下させることを目的とし、西川合流点から室川合流点までの区間（約3,000m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削、橋梁架替及び井堰改築等を行う。

整備に際しては、内水対策と連携を図り、下流から段階的に実施するものとし、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での弘法川の計画流量は次の値とする。

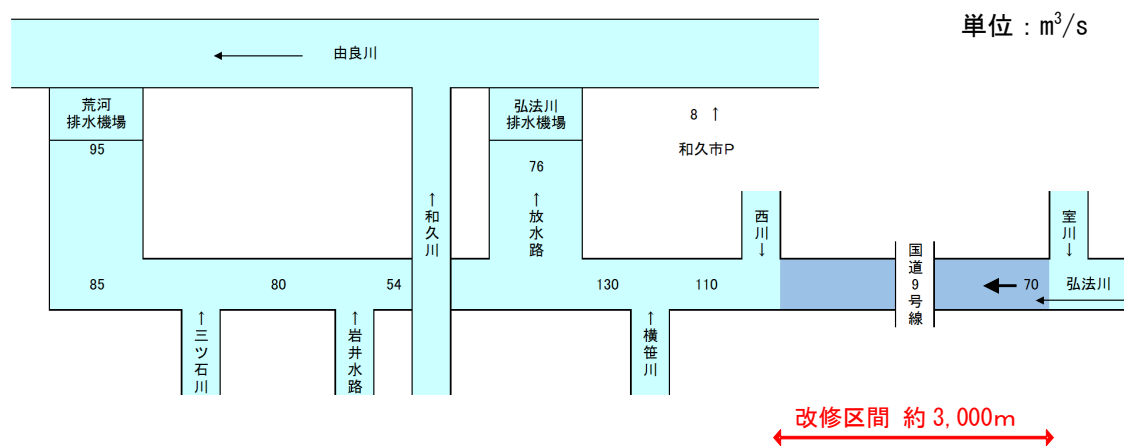


図 2-26 弘法川計画流量配分図

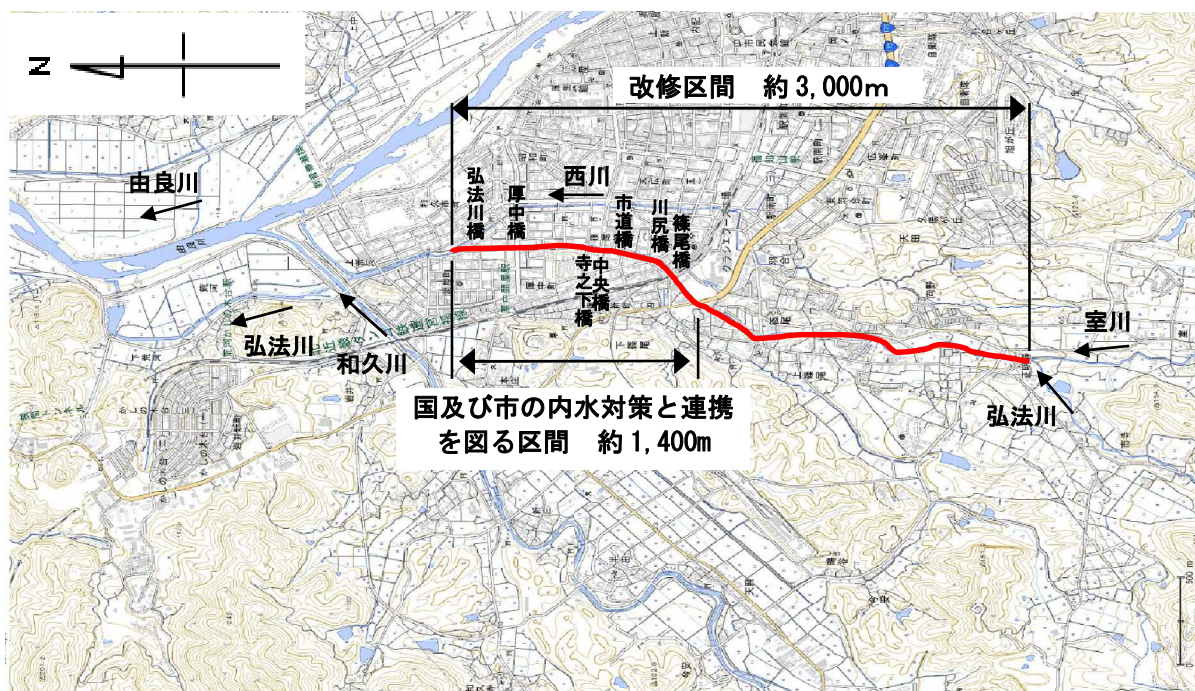


図 2-27 弘法川改修区間位置図

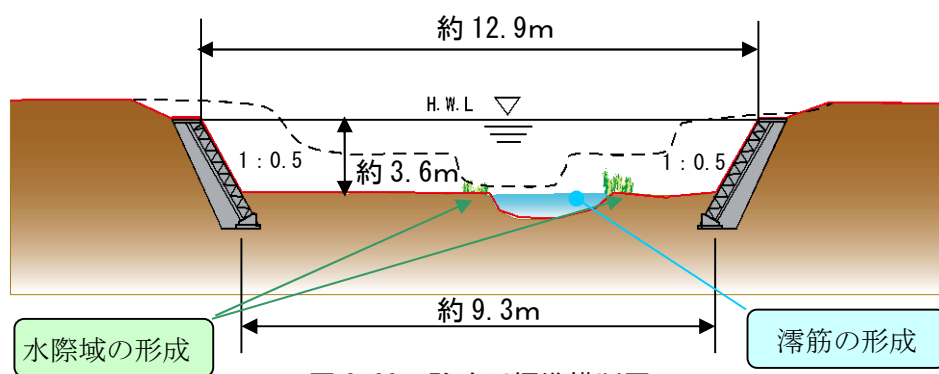


図 2-28 弘法川標準横断面図

2.1.10 ほうかわ 法川

法川は下流の一部区間を除いて、ほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成 26 年 8 月豪雨により未改修区間から溢水するなど浸水被害が生じたため、下流の整備済み区間及び他の府管理河川の流下能力と整合を図り、概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点より上流区間（約 200m）及び、福知橋より上流区間（約 1,200m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替等を行う。

整備に際しては、内水対策と連携を図り、下流から段階的に実施するものとし、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での法川の計画流量は次の値とする。

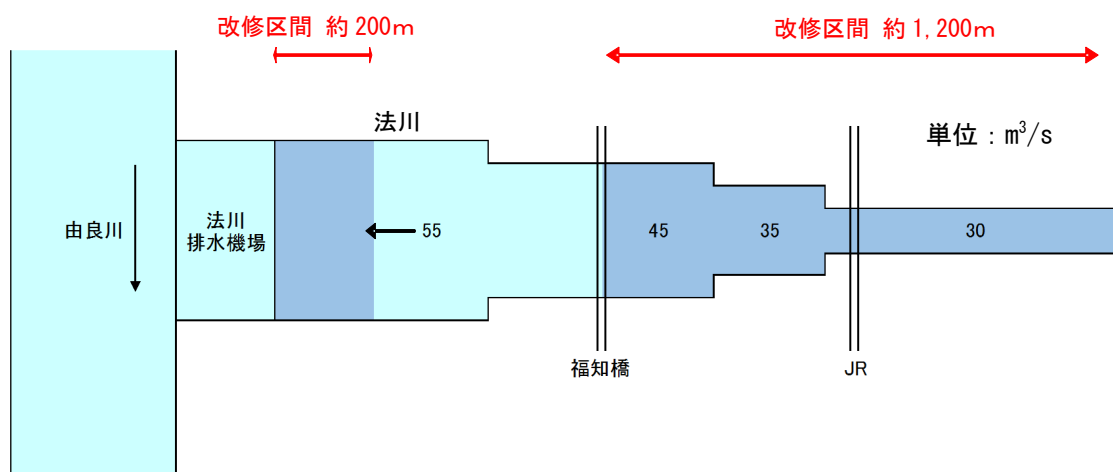


図 2-29 法川計画流量配分図

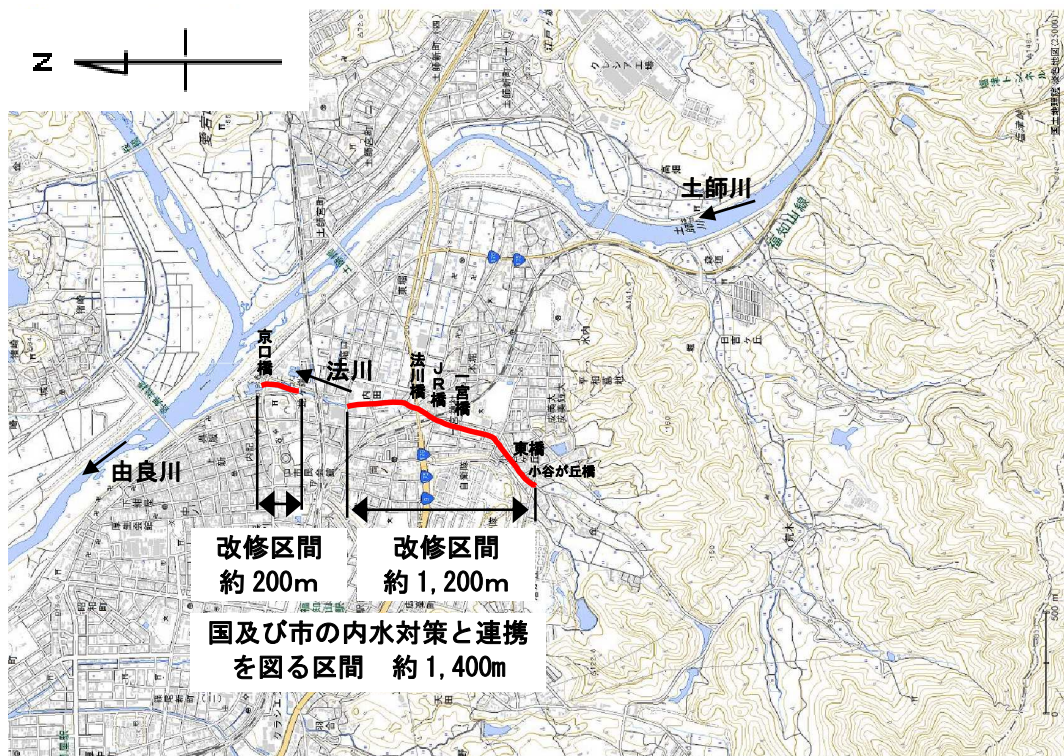


図 2-30 法川改修区間位置図

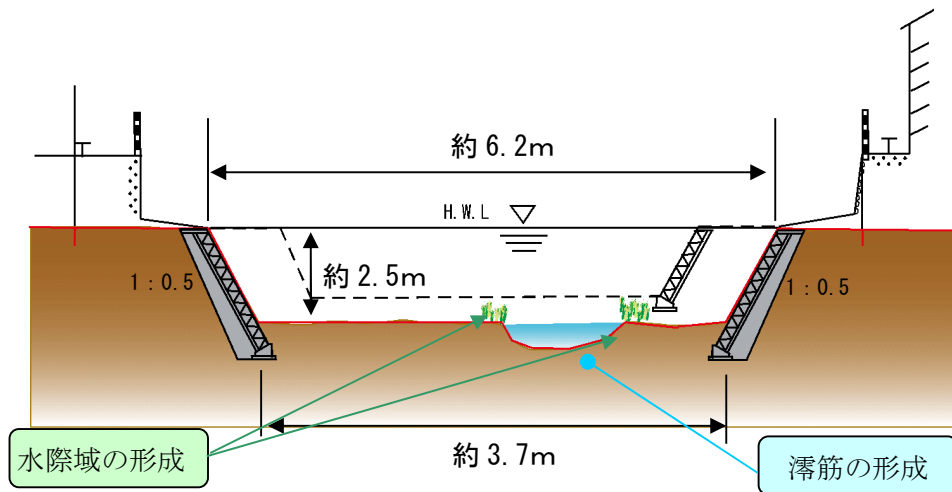


図 2-31 法川標準横断面図

2.1.11 さいかわ 犀川

犀川は三宅橋上流付近から上流の一連区間において流下能力が低く、令和 5 年台風 7 号の洪水により、西坂川合流点付近及び西方川合流点付近で人家浸水被害が生じたため、浸水被害の早期効果発現を踏まえ、年超過確率 1/10 規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の洪水を安全に流下させることを目的とし、石原橋付近から西方川合流点付近までの約 9,800m の区間について、河床掘削、築堤、護岸整備、橋梁架替及び井堰改築を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での犀川の計画流量は次の値とする。

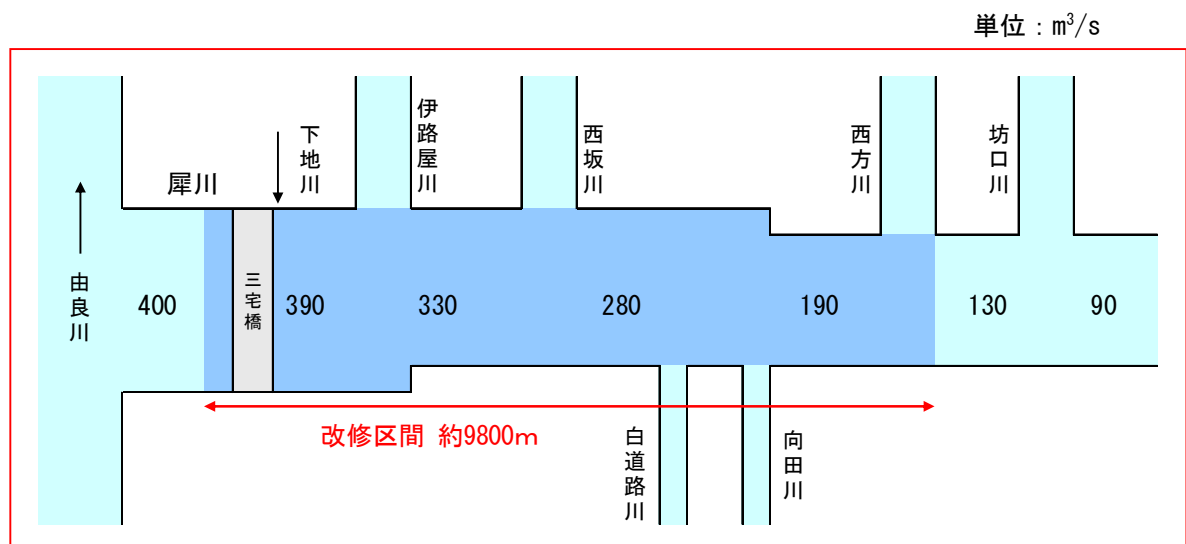


図 2-32 犀川計画流量配分図

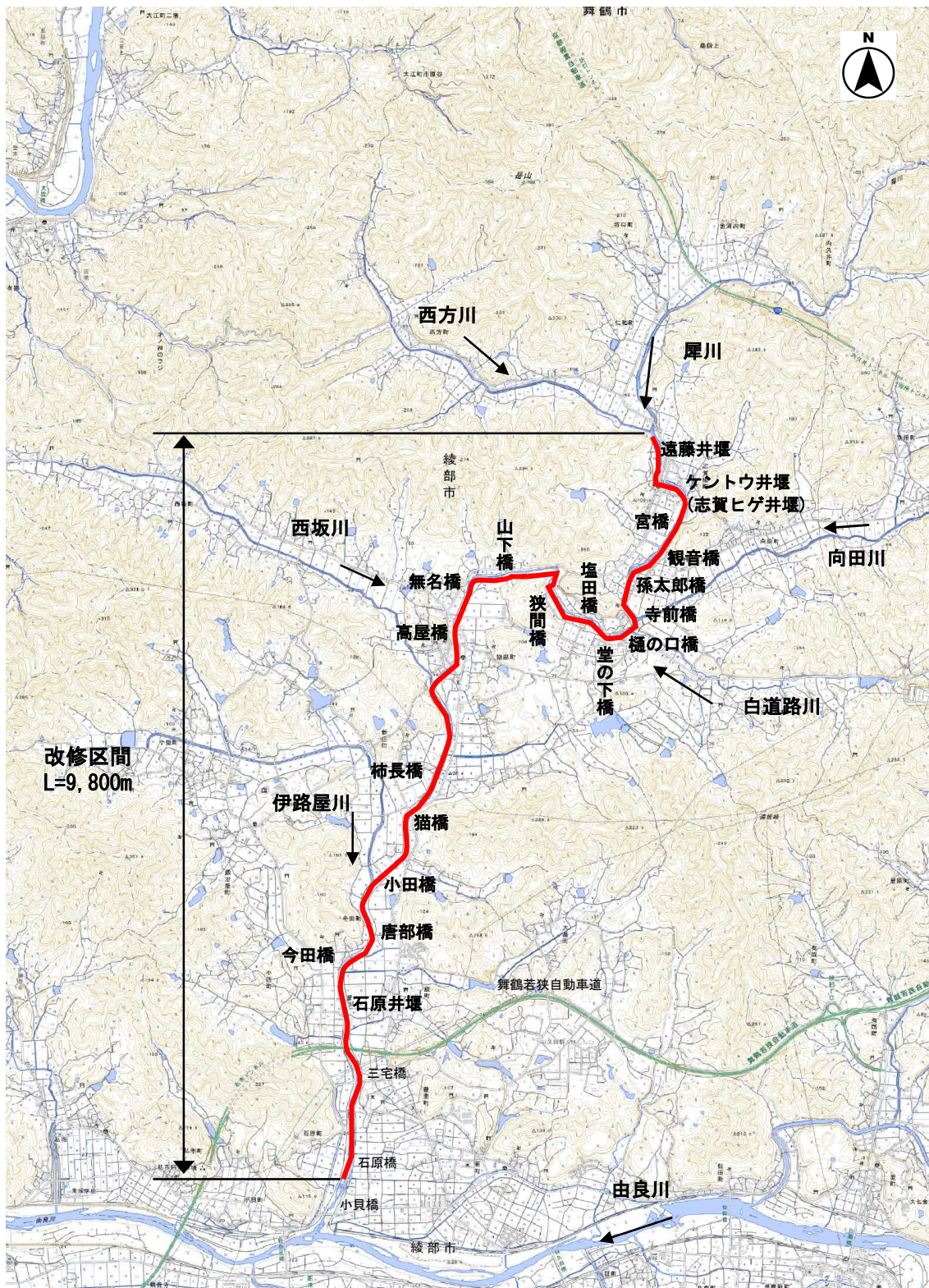


図 2-33 犀川改修区間位置図

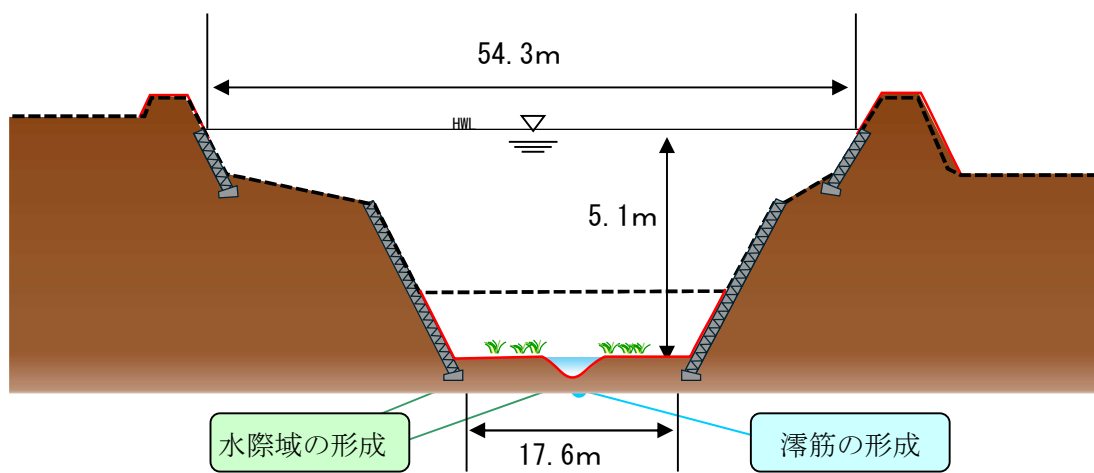


図 2-34 犀川標準横断面図

2.1.12 内水対策について

(1) 弘法川及び法川流域での対策

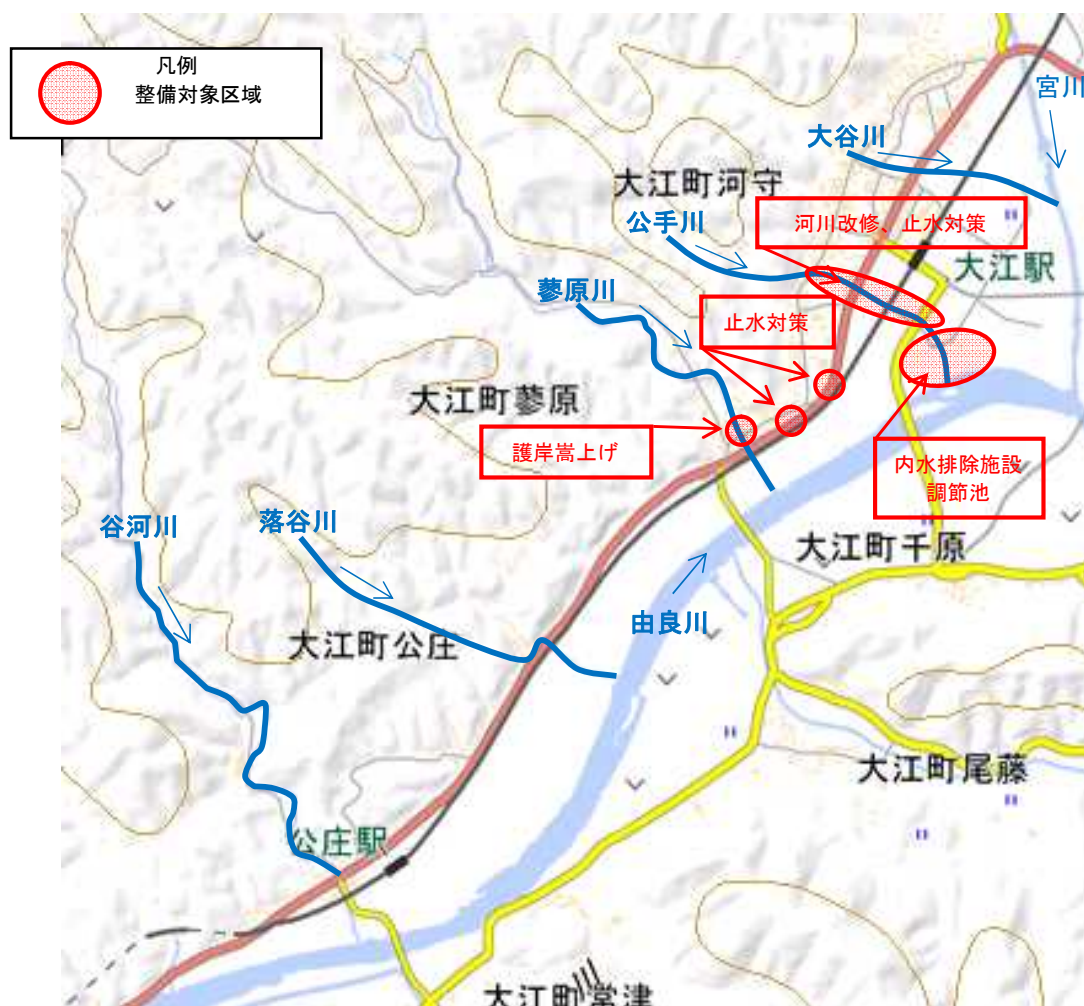
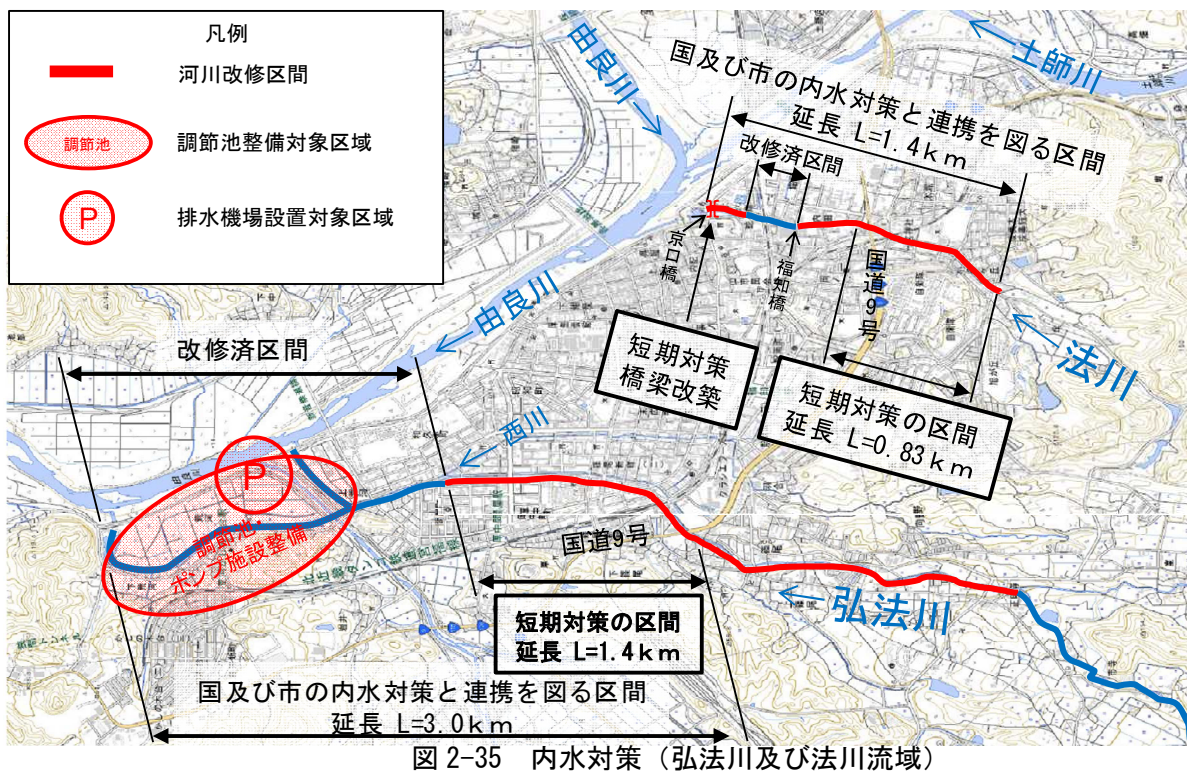
弘法川及び法川流域では、平成 16 年台風 23 号、平成 25 年台風 18 号により内水氾濫が発生するなど、従来から度重なる床上浸水被害に見舞われてきた。特に平成 26 年 8 月豪雨は、局地的、集中的かつ激甚であったことに加え、由良川本川ピークと支川の流出が重なったことから大規模な内水被害が発生した。このような状況に鑑み、国土交通省、京都府及び福知山市から成る「由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会」において検討を行った結果を踏まえて、概ね 5 年の短期の取り組み（以下、「短期対策」という。）として、平成 26 年 8 月豪雨と同程度の降雨における床上浸水被害の概ね解消を図ることを目指し、国、府、市が連携し、河川改修と内水排除施設、貯留施設等をバランス良く組み合わせた内水対策を講じることとした。

府の役割分担として、弘法川については、国及び市の内水対策と連携を図る区間（ $L=3.0\text{km}$ ）のうち短期対策として、西川合流点から国道 9 号までの区間（ $L=1.4\text{km}$ ）において河川改修を実施する。法川については、国及び市の内水対策と連携を図る区間（ $L=1.4\text{km}$ ）のうち短期対策として、由良川合流点より上流区間（ $L=0.2\text{km}$ ）において、府道京口橋の改築を実施し、市道福知橋より上流区間（ $L=1.2\text{km}$ ）において、平成 26 年 8 月豪雨の洪水に対して河川から溢れないよう流下能力が不足している区間（ $L=0.83\text{km}$ ）の河川改修を実施する。さらに、弘法川流域において、調節池（効果量 20 万 m^3 ）及び排水機場（救急排水ポンプ等 11 m^3/s ）を整備する。整備にあたっては、詳細な検討を行った上で必要な施設能力や規模を決定し実施する。また、この短期対策に合わせて、福知山市が貯留施設等の整備や流域における効果的な雨水流出抑制対策を進めることとしており、市をはじめ下水道事業者など関係機関と連携を図る。

(2) 平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨による内水被害を踏まえた対策

平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により由良川流域で大規模な内水被害が発生した。このような状況に鑑み、国・府・市からなる「由良川大規模内水対策部会」において検討を行った結果を踏まえて、国・府・市が連携・協力し、由良川流域におけるハード対策として堤防整備、河道掘削及び樹木伐採、情報提供のための危機管理型水位計の設置、排水施設の整備等を進め、ソフト対策として住民の避難行動につながる内水ハザードマップやタイムライン等の情報提供などの内水被害軽減対策を進める。

特に福知山市大江町河守・公庄地区の蓼原川及び谷河川などの流域においては、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により 2 年連続で大規模な内水被害が発生したことから、平成 29 年台風 21 号と同程度の降雨における床上浸水被害の概ね解消を図ることを目指し、国・府・市が連携・協力し、河川改修、内水排除施設（救急排水ポンプ 3 m^3/s ）、調節池、護岸嵩上げ、関連止水対策等を組み合わせた対策を実施する。



2.1.13 局所的な改良工事等について

必要に応じて局所的な改良工事や、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

また、生態系の豊かな地域や、丹後天橋立大江山国定公園及び雲原砂防施設群の区域内など、特に環境の良好な地域における工事にあたっては周辺の生態系や景観に配慮した工法・材料を使用し実施することとする。

2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は治水、利水及び環境の観点から調和がとれ、機能を十分に発揮できるように努めるものとする。

特に、圏域内河川が持つ良好な自然環境の保全には十分に留意する。

2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所

ア. 河川管理施設の維持管理について

洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や河川管理施設の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

イ. 流下能力の維持について

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は魚類等の生息・繁殖環境に配慮しつつ河床掘削を行い、河川の断面の確保を行う。

ウ. 流水の正常な機能の維持について

流水の正常な機能を維持するため、適正な河川管理を行うため雨量、水位及び水質調査の実施等、データの蓄積に努める。

エ. その他

日常の管理である除草等については草木の繁茂が河川管理上支障となる場合には、関係機関や地元住民の協力も得ながら、河川環境の保全に配慮しつつ実施する。

第3章 その他河川整備を行うために必要な事項

3.1 地域住民や自治体と連携した防災に関するソフト対策の推進

由良川下流圏域では過去の水害を契機として改修事業が進められてきたが、依然として流下能力が低い河川が多く存在し、また、近年の集中豪雨の発生状況をみると、ハード対策だけで対応することは困難である。万一、河川が氾濫した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各種防災情報の提供と合わせ、適切な避難行動が求められることから、「自助」と「共助」との連携、そして「公助」との協働により水害に強い地域社会を構築していく必要がある。

このため、河川防災カメラや危機管理型水位計等の設置による河川状況の把握、水防警報河川・水位周知河川の指定、浸水想定区域図、洪水ハザードマップの作成及びインターネット、携帯電話、地上波デジタル放送データ放送の多様な媒体による雨量水位情報など、迅速・正確に、かつ地域住民や自治体のニーズを踏まえた情報提供を行っている。

今後はこれらの防災情報が有効に活用され、万が一の場合の被害の軽減が図られるよう、地域住民や関係市と連携を図り、啓発イベントや防災訓練、地域の自主的な防災活動の支援等を通じて、より効果的な運用や改善に努める。

3.2 地域住民と連携した河川整備・河川管理の推進

河川整備にあたっては豊かな自然環境を有する圏域の地域特性を考慮するとともに、地域が河川に親しみをもてるような川づくりを目指し、ワークショップ等により地域住民の意見を反映させる取組を行う。

また、圏域の各河川や沿川の豊かな自然環境などに関する様々な情報を共有し、併せて、河川の維持管理や安全な利用等における地域住民等と連携・協働した取り組み、イベントなどの開催により地域と連携した河川行政の推進に努める。

3.3 豊かな自然環境及び文化的景観との触れあいと保全

由良川下流圏域の河川は地域の象徴的存在として親しまれる優れた自然環境に恵まれており、このような河川との触れあいを通して、河川の機能や豊かさや、地域の歴史を実感できるとともに、その文化的景観に親しめる。さらに、川の優しさや恐ろしさ、あるいは自然の大切さなど多くのことを学ぶことができる。

このため、圏域の河川では河川の生物調査などを通して豊かな自然に直接触れあうことができるフィールドとして利用され、さらに、未来を担う子供達にとっても、河川が貴重な自然体験の場として一層積極的に活用されるよう、地域と連携・協働しながら安全で豊かな水辺空間を守り育てることに努める。

また、河川景観についても、河川景観ガイドライン等や地域住民の意見を参考に、美し

い河川景観の形成と保全が図られるよう努める。

3.4 由良川下流圏域の健全な水環境に向けた取り組み

由良川下流圏域の水量、水質の維持については源流から河口に至るまでの水系全体の問題としてとらえ、啓発活動など流域住民や関係機関とより一層連携を図る。また、水質事故※に対しては、関係機関との連携や情報伝達訓練の実施などにより迅速な対応に努める。

さらに、近年山が荒廃し、流出した流木が橋梁などに滞留することによって、河積断面を阻害され、溢水する事例が見受けられる。そのため、今後は山地や森林の管理も流域治水対策の一環として捉え、森林の果たす水源涵養機能及び土砂流出防止機能、生物多様性の保全機能等の多面的な機能が十分保たれ、さらに雑草の繁茂・病虫害の発生等を引き起こす耕作放棄の問題を防止できるよう、森林及び農地の管理、保全について府民や土地所有者、関係機関との連携に努める。

※水質事故：油類や有害物質が河川などに流入することで、魚類のへい死が発生したり、河川からの取水が停止するなどの事故をいう。

3.5 流域治水の推進

近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、想定を上回る洪水や施設能力を上回る洪水が発生する恐れがある。

そのため、集水域と河川、氾濫域を含めた源流から河口までの流域全体のあらゆる関係者（国・府・市町・企業・住民等）が協働し、ハード・ソフト一体となった総合的・多層的な治水対策として被害を軽減させる「流域治水」に取り組む必要がある。

由良川水系では、令和2年8月に国・京都府・兵庫県・市町・外郭団体・企業からなる「由良川水系流域治水協議会」を設立し、河川管理者と流域内の関係者間でそれぞれの取組やその進捗状況について情報共有を行っており、流域内の関係者が実施している取組をとりまとめた「由良川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定・公表した。

本プロジェクトに基づき、雨水貯留施設の整備等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を流域一体となって取り組んでいく。

また、京都府では、引き続き着実な河川整備を推進するとともに、治水効果の見える化・定量化及び浸水想定区域などのリスク情報を提供することにより、流域住民をはじめとした関係者に「流域治水」の深化を図り、自分事化してもらうことでより多くの関係者の参

画に努めるとともに、防災・減災対策を推進する。



図 3-1 流域治水イメージ図

京都府建築物耐震改修促進計画の改定について（中間案）

令和 7 年 9 月
建設 交通 部

1 改定（案）概要

（１）策定の方向性

- ▶ 能登半島地震の発生や南海トラフ地震等地震被害への危機感の高まりの中、府関連計画の見直しや国の改正基本方針を踏まえ、今後 10 年間の耐震化の目標等を設定
- ▶ 府民の命を守るため、従前の取組に加え、『地域特性や世帯特性等に着目した重点的な取組』等、耐震化を含む幅広い施策により、耐震化の加速化を図る。

（２）計画期間 令和 8 年度から令和 1 7 年度まで

（３）計画の概要

1）耐震化の目標設定

建築物の種別	現目標（令和 7 年度）	次期目標 （令和 17 年度）
	現 状	
住宅	耐震化率※ ¹ 95%	・ 耐震性が不十分なものを概ね解消 ・ 耐震化を特に促進すべき耐震化重点エリアにおいては、旧耐震基準の住宅の実数と状況を把握しながら耐震化の着実な進展を図る。
	耐震化率 90%（令和 5 年度） 耐震性不足約 12.3 万戸	
要緊急安全確認大規模建築物※ ³	耐震化不足解消率※ ² 90%	耐震性が不十分な 28 棟全ての耐震化の完了 （耐震性不足解消率 100%）
	耐震性不足解消率 85%（令和 6 年度） 耐震性不足 28 棟／185 棟	
緊急輸送道路沿道建築物	目標設定なし （耐震診断報告期限：令和 5 年 3 月末）	倒壊した場合に前面道路の空き幅員が 4 m 未満となり、緊急車両の通行が困難となる建築物 10 棟全ての耐震化の完了 （耐震性不足解消率 42%）
	耐震性不足解消率 12%（令和 6 年度） 耐震性不足 29 棟／33 棟	

※ 1 住宅の耐震化率＝居住世帯のある住宅総数（戸）のうち、「新耐震基準住宅」＋「旧耐震基準住宅で耐震基準を満足若しくは耐震改修済」が占める割合で、住宅土地統計調査から推計したもの

※ 2 耐震性不足解消率＝耐震診断結果を公表した建築物（棟）のうち、「耐震性有」＋「耐震改修、建替済」＋「除却済」の建築物が占める割合

※ 3 要緊急安全確認大規模建築物：病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物等のうち大規模なもの。耐震診断の義務付け、診断結果の公表の対象となる。

2）耐震化を促進するための施策（新たな取組の概要）

建築物の種別	新たな取組の概要
住宅	・ 市町村と連携し、地域特性に対応した耐震化の促進 （密集市街地等の重点エリアでの耐震化等支援内容の充実、普及啓発の強化等） ・ 高齢者世帯に対応した耐震化、減災化の促進 ・ 更なる費用負担の軽減策の周知等 ・ 耐震診断から耐震改修の実施までをつなぐ相談支援体制の充実
要緊急安全確認大規模建築物	様々な専門的観点から助言できるアドバイザー派遣等相談支援体制の構築
緊急輸送道路沿道建築物	様々な専門的観点から助言できるアドバイザー派遣等相談支援体制の構築

3) 耐震化を促進するための施策

【主な施策】

【取組（主な改定点）】



2 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年度 9 月定例会 中間案報告（その後、パブリックコメントの実施）
1 2 月定例会 最終案報告

背景

①国基本方針の改定(R7.7)

- ▶ 目標の見直し
住宅(大規模建築物) ⇒ R17(R12)年までに耐震性が不十分なものを概ね解消
- ▶ 取組内容の充実 ⇒ リバースモーゲージ型住宅ローンの活用、沿道建築物の目標設定など

②社会情勢の変化、府関連計画の改定

- ▶ 能登半島地震の発生、南海トラフ被害想定の見直し
- ▶ 京都府国土強靱化地域計画の改定
- ▶ 第四次京都府戦略的地震防災対策指針の策定

計画策定の方針、改定の方向性（ねらい）

- ▶ 南海トラフ地震等、地震被害への危機感の高まりの中、府民の命を守るため、耐震改修等の幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震等による甚大な被害を低減させる。
- ▶ 新たな耐震化の目標達成に向けて、『**地域特性や世帯特性に着目した重点的な施策**』を盛り込み、耐震化の加速化を図る。

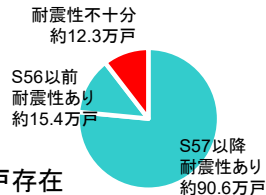
目標の設定

◇ 住宅

〔現 状〕 H30:87%→R5:90%

- 〔 木造戸建て・長屋:80%→83% 〕
- 〔 共同住宅 :95%→96% 〕

耐震性不足の住宅がなお約12.3万戸存在
うち約8割にあたる約9.8万戸が木造戸建て・長屋



目標の見直し(耐震化率)

- ▶ **R7:95% ⇒ R17:概ね解消**
- ▶ 別途、特に耐震化を促進すべき重点エリア※等においては、旧耐震住宅の実数や状況を把握する等しながら耐震化の着実な進展を図る。 ※ 木造密集地など

<国の目標:R12概ね解消 → R17:概ね解消>

◇ 耐震診断義務化大規模建築物

〔現状〕 R2:81%→R6:85%

耐震性不足28棟/185棟(R2から7棟改善)

目標の見直し

- ▶ **R7:90% ⇒ R17:耐震性不足28棟全ての耐震化を完了(耐震性不足解消率100%)**

<国の目標:R7概ね解消 → R12:概ね解消>

◇ 緊急輸送道路沿道建築物

〔現状〕 R6:対象33棟のうち耐震性不足29棟
(耐震性不足解消率12%)

目標の見直し

- ▶ **設定なし ⇒ R17:道路閉塞度の高い沿道建築物の耐震性不足10棟全ての耐震化を完了(耐震性不足解消率42%)**

<国の目標:R7概ね解消 → 早期に概ね解消>

新たな取組の方向性

住宅

【進捗状況】

- 耐震化率は府域で差あり(郡部や木造住宅密集地での耐震化が課題)
- 耐震化率が低い市町村は高齢化率が高い傾向
- 耐震化の阻害要因として費用負担や業者選定が難しいなど(H21国調査)

【新たな取組(案)】

◇地域特性への対応

- ▶ 重点エリアでの耐震化支援内容の充実
- ▶ 規模の大きな住宅への支援の検討
- ▶ 普及啓発の強化(往復はがき等DM)

◇高齢者世帯住居への対応

- ▶ 耐震シェルターの補助拡充
- ▶ リバースモーゲージの普及

◇更なる費用負担の軽減策の周知

- ▶ 低コスト工法、代理受領制度の普及強化
- ▶ 建替え時の除却への支援の検討

◇相談支援体制の充実

- ▶ アドバイザー派遣

【継続する取組】

- ▶ 耐震診断・耐震改修の補助
- ▶ 耐震改修未実施者への働きかけ
- ▶ 耐震フェア等のイベント
- ▶ 出前語らい
- ▶ 平成12年基準に係る啓発
- ▶ 省エネ改修等に併せた耐震化実施の啓発
- ▶ 各種媒体を通じた普及啓発

大規模建築物

【進捗状況】

- 耐震改修の補助制度はあるものの、補助上限に伴う費用負担や工事中の運営難から進捗が難航

【新たな取組(案)】

◇働きかけの強化

- ▶ 耐震化を優先すべき病院等から重点的に実施

◇相談支援体制の構築

- ▶ アドバイザー派遣

【継続する取組】

- ▶ 耐震改修の補助
- ▶ 対象者への制度周知

沿道建築物

【進捗状況】

- 耐震改修の補助制度はあるものの、面積単価による補助上限に伴う費用負担や間口狭小等から進捗が難航

【新たな取組(案)】

◇働きかけの強化

- ▶ 道路閉塞度の高い建築物を重点的に実施

◇相談支援体制の構築

- ▶ アドバイザー派遣

【継続する取組】

- ▶ 耐震改修の補助
- ▶ 対象者への制度周知

京都府建築物耐震改修促進計画
(令和 8 ～ 17 年度)
中間案

令和 7 年 9 月
京 都 府

目次

はじめに

- (1) 「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置づけ 3
- (2) 耐震化の必要性 ― 過去の震災の教訓 4
- (3) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について 5

1 府内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する現状と目標

- (1) 想定される地震の規模及び被害の状況 7
- (2) 耐震化の現状 8
 - ア 住宅の耐震化の現状
 - イ 公共施設等の耐震化の現状
 - ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状
 - エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の現状
- (3) 住宅（マンション含む）の耐震化の目標設定 10
 - ア 基本方針
 - イ 住宅の目標
 - ウ 住宅の地域特性等への配慮と計画の進行管理
- (4) 公共性の高い建築物の耐震化の目標設定 11
 - ア 公共施設の耐震化の目標
 - イ 公共性の高い民間施設の耐震化の目標
- (5) 要緊急安全確認大規模建築物等の耐震化の目標設定 12
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標設定 12
 - ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針
 - イ 緊急輸送道路沿道建築物の目標
 - ウ 対象道路の指定
 - エ 対象建築物
 - オ 耐震診断結果の報告及び公表

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- (1) 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針 17
 - ア 府民の命を守るための幅広い施策の推進
 - イ 京都府内の地域的な特性を踏まえた耐震化の推進
 - ウ 適切な役割分担
- (2) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援 17
 - ア 住宅の耐震診断・耐震改修の支援
 - イ 公共性の高い建築物の耐震診断・耐震改修の支援
 - ウ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・耐震改修の支援
 - エ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援
- (3) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 20
 - ア 木造住宅耐震診断士養成・登録

イ	ホームページの充実	
ウ	費用負担の軽減策の普及	
(4)	地震に備えた建築物の総合的な安全対策の推進	20
ア	減災に関する幅広い対策の推進	
イ	エレベーター等の地震防災対策の推進	
ウ	屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策	
エ	ブロック塀の安全対策	
オ	宅地の安全対策	
カ	平成12(2000)年までに着工した木造住宅の安全性の向上	
(5)	特定公共賃貸住宅等の空家の活用に関する事項	22
(6)	府内の地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修に関する事項	22
3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する	
	啓発及び知識の普及に関する事項	
(1)	地震ハザードマップ等の活用	23
(2)	相談体制の充実	23
(3)	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催等	23
ア	パンフレットの作成・配布等	
イ	セミナー・講習会の開催	
(4)	リフォームに合わせた耐震改修の誘導	24
(5)	町内会等との連携	24
4	耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導等に関する事項	25
5	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1)	市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項	26
ア	市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方	
イ	京都府耐震改修促進計画等との整合	
(2)	関係団体と連携した耐震化の推進	26
ア	京都府住宅耐震化促進連絡会議の活用	
イ	市町村と関係団体との連携	
参考資料		27

はじめに

(1)「京都府建築物耐震改修促進計画」の位置づけ

京都府建築物耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定しています。

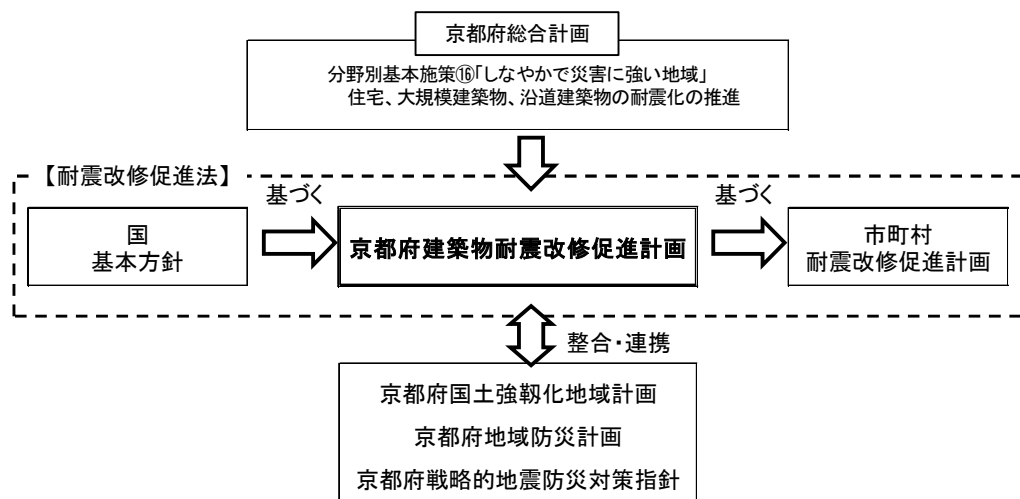
本計画は、「京都府総合計画」、「京都府国土強靱化地域計画」、「京都府地域防災計画」や「京都府戦略的地震防災対策指針」を関連計画とし、京都府内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めるもので、平成8年に策定し、平成17年の耐震改修促進法の一部改正に合わせて平成18年度に改定を行いました。

また、平成25年にも耐震改修促進法の改正がなされ、一定規模・用途等の建築物に耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修の促進に向けた取組が更に強化されたこと等を受け、平成27年度に改定、平成28年度にも一部改定を行いました。さらに、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号〈令和7年最終改正〉。以下「基本方針」という。）における耐震化の目標等の改正に基づき改定しています。

本計画に基づき、府内の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に進めていきます。

なお、計画期間は10年間とし、計画の期限は令和17年度末とします。

図1 計画の位置付け



(2)耐震化の必要性 ― 過去の震災の教訓

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災では、6,434名（消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」2006.5.19、災害関連死を含む。）もの多くの方の尊い命が奪われました。

地震による直接的な死者のうち、約9割が家屋の倒壊、家具類の転倒等による圧迫死と思われるものでした。特に、昭和56（1981）年の建築基準法改正により新耐震基準が導入される以前の旧耐震基準で建築された住宅・建築物は、それ以降に建築された住宅・建築物よりも被害を受けた割合が高く、被害の程度も大きかったとする調査結果もあります。

また、その後に発生した熊本地震や能登半島地震においても同様の傾向が見られました。

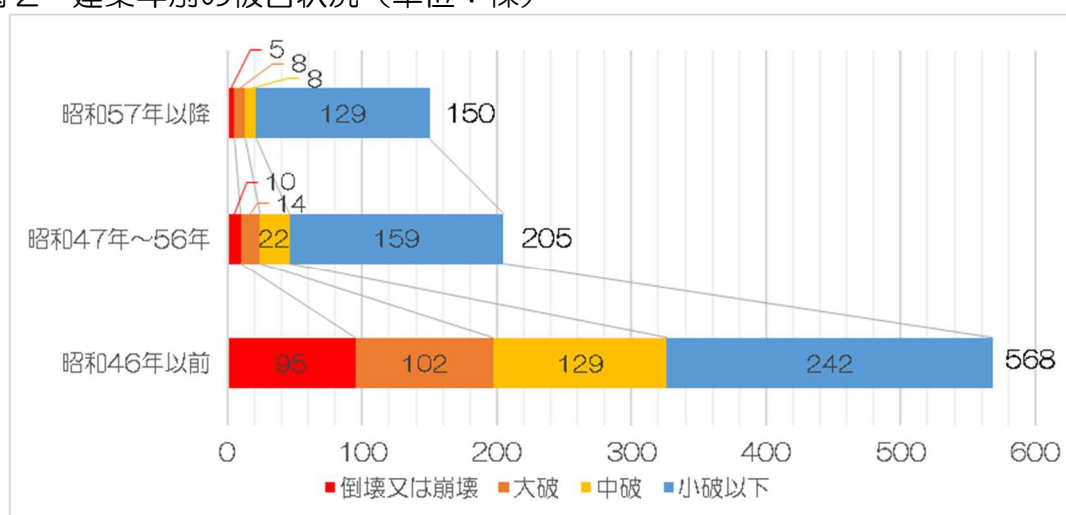
表1 阪神・淡路大震災における死因別死者数（災害関連死を含まず）

死因	死者数	割合
家屋の倒壊、家具類の転倒等による圧迫死と思われるもの	4,831人	88%
焼死（火傷死）及びその疑いのあるもの	550人	10%
その他＊	121人	2%
合計	5,502人	100%

＊：落下物による脳挫傷、骨折、車両転落による全身打撲等

（出典：平成7年警察白書より）

図2 建築年別の被害状況（単位：棟）



（出典：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告）

阪神・淡路大震災では初めて災害関連死という概念が生まれましたが、これは、避難生活の過酷な環境やストレス等が原因とされています。住宅の耐震化によって、自宅に住み続けられるようにすることは、家屋の倒壊等による直接

的な死者だけでなく、災害関連死を減らすことにもつながると考えられます。

阪神・淡路大震災以降も平成 19 年新潟県中越沖地震（2007 年）、平成 20 年岩手・宮城内陸地震（2008 年）、東日本大震災（平成 23（2011）年）、平成 28 年熊本地震（2016 年）、大阪府北部地震（平成 30（2018）年）、平成 30 年北海道胆振東部地震（2018 年）、令和 6 年能登半島地震（2024 年）等が発生し、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況であるとの認識が広がっています。これらの地震では、土砂崩れや液状化等の地盤災害、津波災害に伴う被害のほか、旧耐震基準で建築された建築物にも多数の被害があったとする調査結果があります。また、日向灘を震源とする地震（令和 6（2024）年）では初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど南海トラフ地震について発生の切迫性が指摘されており、今後 30 年以内の発生確率が 80%程度と予測されています。

中央防災会議においても南海トラフ地震や首都直下地震への対策が検討されており、津波による浸水地域以外では建築物の被害が死傷者発生の主要因であることや、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の抑制には建築物の耐震性の向上が重要であることから、引き続き耐震化を推進することが必要であると指摘されています。

京都府内及び周辺には、北丹後地震を起こした郷村断層帯をはじめ、花折断層帯や京都西山断層帯など強い地震を起こす可能性のある活断層が多数存在していることが知られています。また、能登半島地震では、これまで知られていなかった活断層が地表に現れたと推定される地点もあり、最大予測震度 6 クラス以上の地震は、府内のどの地域においても想定しておく必要があると指摘されています。

このように、京都府における地震防災対策はまさに喫緊の課題となっており、府民の命を守るため、地震被害の軽減に向けた幅広い施策に取り組み、南海トラフ地震及び直下型地震による甚大な被害を低減させることを目標とし、本計画を策定します。

(3)「建築物の耐震改修の促進に関する法律」について

平成 7（1995）年に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて耐震改修促進法が制定され、その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成 17（2005）年にその一部が改正されました。

平成 23（2011）年には東日本大震災が発生し、社会資本整備審議会による答申に基づき、平成 25（2013）年に再び改正されました。

改正後の耐震改修促進法の概要は、次のとおりです。

ア 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表

イ 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診

断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設
ウ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設
エ 耐震性に係る表示制度の創設
オ 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設 等

また、耐震診断・改修を促進するため、助成の拡充や税の軽減なども行われました。